

平成27年6月4日

各 位

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役 村上雅彦
問い合わせ先	ETFセンター 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

「上場インデックスファンド日経中国関連株50」 繰上償還および重大な約款変更（確定）のお知らせ

当社は、平成27年4月13日を基準日と定め、「上場インデックスファンド日経中国関連株50」（以下「当ETF」といいます。）（証券コード：1556）につき、法令の規定に従い、繰上償還および重大な約款変更（以下、付随する約款変更といいます。）を提案し、平成27年6月4日に書面による決議を行ないました。当該書面決議の結果、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成27年4月13日現在の受益権口数（委託会社保有分を除きます。）が、平成27年4月13日現在の受益権総口数（委託会社保有分を除きます。）の3分の2以上であったため、予定通り、平成27年6月5日に当局への届出を行ない、平成27年7月6日付で約款変更を実施して、平成27年7月8日を信託終了日として繰上償還いたします。

記

1. 対象ファンド

「上場インデックスファンド日経中国関連株50」

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程

- 書面決議日 : 平成27年6月4日（木）
- 買取請求開始日 : 平成27年6月5日（金）
- 買取請求終了日 : 平成27年6月24日（水）
- 約款変更実施日 : 平成27年7月6日（月）
- 信託終了日 : 平成27年7月8日（水）
- 償還金支払開始日 : 平成27年8月14日（金）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

- 「整理銘柄」への指定 : 平成27年6月4日（木）
- 東京証券取引所における最終売買日 : 平成27年7月3日（金）
- 上場廃止日 : 平成27年7月5日（日）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容とその理由

<議案①：繰上償還>

当ETFは、平成23年3月9日に純資産総額が約20億71百万円で設定され、平成23年3月10日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、当ETFの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（日経中国関連株50）の採用銘柄を投資対象として、当ETFの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目指して運用を行なって参りましたが、残念ながら、昨今の純資産総額は伸び悩む状況が続いており、平成27年2月末の純資産総額は約3億93百万円となっております。

弊社では、当ETFの純資産総額が減少していることから、当ETFは「運用の基本方針」に規定された対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、当ETFを繰上償還することといたしました。

<議案②：付随する約款変更>

当ETFの繰上償還にあたり、関連法令・諸規則が整備されたことから、金銭での支払いによる償還を行なえるよう、信託約款の一部に所要の変更を行なうことといたしました。

※別紙「約款の新旧対照表」をご参照ください。

5. 償還金のお支払いについて

償還金のお支払いにつきましては、約款の定めに従い、信託終了日である平成27年7月8日現在の受益者名簿に記録されている受益者に対し、平成27年8月14日から支払開始予定です。償還金額が確定いたしましたら、弊社ホームページにてご案内申し上げます。

当該償還金のお受け取り方法は、受益者が証券会社に対し平成27年7月8日時点で指定されている「配当金受領方法」によって異なります。ご不明な場合は、証券会社に対して登録されている「配当金受領方法」をご確認のうえ、下表に従ってご認識ください。

配当金受領方法	当ETFの償還金受取方法
①株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
②配当金領収証方式	
③登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座へ振り込みいたします。
④個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して個別銘柄毎に指定されている口座へ振り込みいたします。

※上表①、②にかかわらず、平成27年4月13日時点の法人受益者が当ETFの受託銀行に対して所定のお手続きを完了された場合は、ご指定された口座への振込が可能です。

ただし、お取引のある証券会社に対して、例えば「①株式数比例配分方式」の指定を解除し、「③登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当ETF以外にお客様が保有されている銘柄の配当金お受け取り方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

<NISA口座で保有されている国内の個人受益者様へ※>

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ETFを保有されていて、かつ、当ETFの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができず、確定申告を行なう必要があります。

NISAの適用を受けるためには、東京証券取引所の最終売買日（平成27年7月3日）までに、証券会社を通じて市場売却することをお勧めいたします。

<特定口座で保有されている国内の個人受益者様へ※>

国内の個人受益者が特定口座で当ETFを保有されていて、かつ、当ETFの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算を行なうことができません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行なうことは可能です。

※弊社が信頼できる情報を元に判断した内容ですが、その内容全てについて弊社が保証するものではありません。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案①に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第20条」に基づいて、また議案②に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は平成27年6月5日から平成27年6月24日までの間に、当ETFの受託会社に対して、平成27年4月13日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および交換請求の停止

議案①および②に関する書面決議がともに可決されましたので、当ETFの取得申込は、平成27年6月6日以降、受け付けないことといたします。また、当ETFの交換請求は、繰上償還に向けて現物株式の売却を開始いたしますので、平成27年6月25日以降、受け付けないことといたします。

以上

約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日経中国関連株50 約款

第4条

第36条

第37条

第43条

第44条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託期間)</p> <p>第4条</p> <p>①この信託の期間は、信託契約締結日から平成27年7月8日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第4条</p> <p>①この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。</p>
<p>(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第36条</p> <p>①収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>②前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。</p> <p>③償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権</p>	<p>(収益分配金の支払い)</p> <p>第36条</p> <p>①収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>②前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

<p>総口数で除した額をいいます。)に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</p>	
<p>⑤前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>⑥受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>	<p>③受託者は、収益分配金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>
<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第37条</p> <p>①受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金ならびに信託終了時の交換株式および買取代金の時効)</p> <p>第37条</p> <p>①受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における株式および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>
<p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第43条</p> <p>(削 除)</p>	<p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第43条</p> <p>①委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。</p> <p>②委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>③第1項の株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ないます。</p> <p>④委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p>

	<p>⑤第1項から第3項の規定にかかわらず、受益者の保有する受益権のうち、第1項の交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行なうものとします。</p> <p>⑥委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行なうときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p>
<p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第44条 ①振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、<u>交換株式の交付および償還金の支払い</u>等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>	<p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第44条 ①振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付および<u>交換株式の交付</u> (信託終了時の交換等を含みます。)については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>

以上